

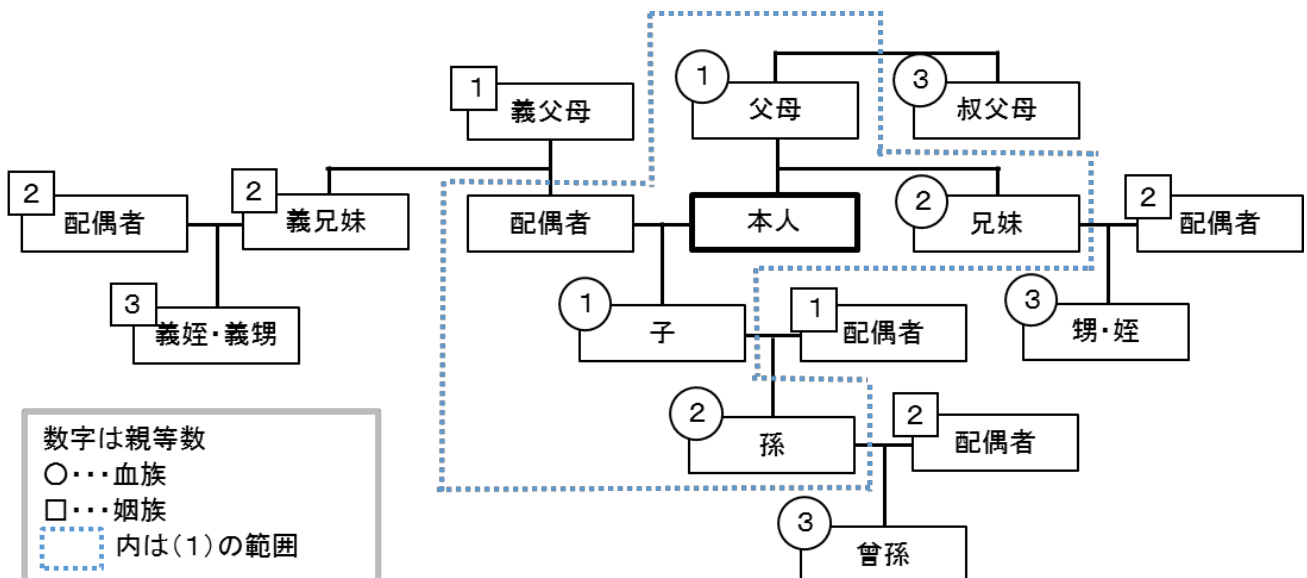
旧優生保護法に係る亡くなった当事者に関する個人情報の取扱いについて

1. 概要

- 優生手術を受けられた方が亡くなっている場合、これまで道の公文書である手術記録等の開示請求が可能となるのは、相続人等に限られていました。
- 旧優生保護法については、大きな社会問題となっていることに加え、事実確認のためには、関連資料や記録が極めて重要であり、ご親族に対しても十分な配慮が求められていることに鑑み、ご親族であっても開示請求が可能となるよう、北海道情報公開・個人情報保護審査会に対し、諮問を行っていたところ、平成 30 年 6 月 14 日付けで、開示請求範囲の拡大について答申がありました。
- 6 月 18 日（月）から、旧優生保護法に関する相談センターにて親族からの開示請求に対応します。

2. 拡大する開示請求者の範囲（当事者本人が亡くなっている場合）

- (1) 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、二親等以内の血族 → 父母、子、兄妹、孫など
- (2) (1) がいない場合、三親等以内の親族 → 甥、姪、兄妹の配偶者など



3. お問い合わせ先

旧優生保護法に関する相談センター

【電話】 0 1 2 0 - 0 3 1 - 7 1 1（フリーダイヤル） 受付時間 8 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0（開庁日）

【FAX】 0 1 1 - 2 3 2 - 4 2 4 0

【メール】 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

【住所】 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 保健福祉部子ども子育て支援課 相談センター